

令和元年度

監査結果報告書

定期監査

(商工労働観光部)

(都市計画部)

(議会事務局)

大分市監査委員



監 査 第 9 2 0 号

令 和 2 年 1 月 1 6 日

大 分 市 長 佐 藤 樹 一 郎 殿

大 分 市 議 会 議 長 野 尻 哲 雄 殿

大 分 市 監 査 委 員 佐 藤 日 出 美

大 分 市 監 査 委 員 古 庄 研 二

大 分 市 監 査 委 員 高 橋 弘 巳

大 分 市 監 査 委 員 国 宗 浩

監査の結果について（報告）

定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

定期監査結果報告

1 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
商工労働観光部 商工労政課 創業経営支援課 観光課 おおいた魅力発信局	令和元年度（平成31年4月1日～令和元年7月31日）に係る事務事業 ただし、補助金等の交付事務については平成30年度分も対象とした。 また、平成30年度に実施した行政監査について、その後の対応状況についても対象とした。	令和元年9月30日～ 令和元年12月20日
都市計画部 都市計画課 まちなみ企画課 都市交通対策課 開発建築指導課 まちなみ整備課 公園緑地課		
議会事務局		

2 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、前回監査の指摘要望事項が改善されているか等に着眼して監査を実施した。

なお、高橋弘巳監査委員は、議会事務局が所管する補助金等の交付事務に係る監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

3 監査の結果

商工労働観光部

観光課 おおいた魅力発信局

特に指摘事項はなかった。

商工労政課

(1) 補助金等の交付事務について

(要望事項)

ア 勤労者福祉事業費補助金交付において、補助事業者の平成 30 年度決算書によると、補助金額 850 万円に対し、特定資産 1 億 4,120 万円と次期繰越収支差額 7,746 万円を合わせて 2 億 1,866 万円であり、内部留保資金が多額となっている。

補助の目的が勤労者の福祉の増進を図ることであるから、どの程度の内部留保が適当であるかを検討する中で、更なる事業の拡充や新たな制度創設を補助事業者へ指導されるよう要望する。

創業経営支援課

(1) 補助金等の交付事務について

ア 補助金の交付事務が適正に行われていないもの

大分市補助金等交付規則及び大分市海外販路拡大サポート補助金交付要綱の規定により、補助事業に要する予算を変更しようとするときは、補助金事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

しかしながら、海外販路拡大サポート補助金において、予算の変更があったにもかかわらず、補助金事業変更承認申請書を提出させずに実績報告の提出を受け、補助金の額を確定していた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

都市計画部

都市計画課 まちなみ企画課 都市交通対策課 開発建築指導課

公園緑地課

特に指摘事項はなかった。

まちなみ整備課

(1) 各種収入事務について

ア 収納した現金を速やかに指定金融機関等に払い込んでいないもの
大分市財務規則の規定では、出納員等は、納入義務者から現金を直接収納したときは、速やかに指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、収納した仮換地証明等手数料を速やかに指定金融機関等へ払い込んでいないものが見受けられた。

今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。

議会事務局

特に指摘事項はなかった。